更新」という。)を次のとおり実施する。「法」という。)第五十一条の規定による令和四年度狩猟免許更新に係る適性試験(以下「 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一実施する免許種別

許の四種 法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免

二 更新日、免許種別、定員及び場所

八月三日	八月二日	七月二九日	七月二八日	七月二八日	七月二六日	七月二一日	七月一五日	七月一三日	七月一二日	七月八日	七月六日	七月一日	六月三〇日	"	六月二九日	,
水	火	金	木	木	火	木	金	水	火	金	水	金	木	水	水	陌
11	"	"	11	"	"	11	11	"	11	II	"	"	"	IJ	全種類	多言和另
七〇名	五〇名	八〇名	一五〇名	七〇名	二〇〇名	一〇〇名	一〇〇名	七〇名	一五〇名	一五〇名	七〇名	一〇〇名	八〇名	七〇名	二五〇名	5 員
広島県福山庁舎福山市三吉町一丁目一番一号	廿日市市役所本庁舎廿日市市下平良一丁目一一番一号	広島県三次庁舎三次市十日市東四丁目六番一号	広島県立総合体育館広島市中区基町四番一号	神石高原町三和協働支援センター神石郡神石高原町小畠二〇二五番地	広島県農業技術センター東広島市八本松町原六八六九番地	世羅町甲山農村環境改善センター世羅郡世羅町西上原一二三番一号	庄原市ふれあいセンター 庄原市西本町四丁目五番二六号	尾道市本庁舎 尾道市久保一丁目一五番一号	広島県立総合体育館広島市中区基町四番一号	安佐北区総合福祉センター二号広島市安佐北区可部三丁目一九番二	三原市中央公民館三原市円一町二丁目三番一号	安芸高田市民文化センター安芸高田市吉田町吉田七六一番地	広島県三次庁舎 三次市十日市東四丁目六番一号	広島県福山庁舎福山市三吉町一丁目一番一号	吳市総合体育館吳市広大新開一丁目七番一号	均

三 更新の内容

適性検査(視力〔矯正視力を含む。 聴力 〔補聴器によって矯正された聴力を含む。

〕・運動能力)を行う。

四 受験の資格

更新日に次のいずれかに該当する者は除く。 広島県内に住所地を有する者で、令和四年九月十四日に狩猟免許が満了する者。 ただし、

- するおそれのない者、 行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者 に限り再発する者を除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って 統合失調症者、 そう鬱病者(そう病及び鬱病を含む。)、てんかん病者(発作が再発 発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中
- 2 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者
- 3 とがなくなってから、三年を経過していない者 法に違反し、 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、 又は執行を受けるこ
- 種類に限る。 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者 (当該取消しに係る狩猟免許

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

用定形封筒 又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。 広島県環境県民局自然環境課(〒七三○─八五一一 「更新申請用紙請求」と朱書し、百四十円切手を貼った、 (長形三号)を必ず同封すること。 郵便で請求するときは、封筒の表 広島市中区基町一〇番五二号) 宛先・郵便番号明記の返信

- 2 提出書類
- 狩猟免許更新申請書(受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。
- の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号
- (Ξ) している場合は、提出しなくてよい。 前記四1及び2に該当しない旨の医師の診断書。 ただし、 口の許可証の写しを提出
- 受験・受講票(申請前六か月以内に撮影した無帽、 正面、 上三分身、 無背景の縦三
- もの) ・〇センチメートル、 横二・四センチメートルの写真を貼り、 所定の事項を記入した
- (Ti) 受験・受講票の返信用) 八十四円切手を貼った、 宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒 (長形三号) 一 通
- 3 申請書の提出先

希望の更新場所を管轄する農林水産事務所

- 4 申請書の受付期限及び受付時間
- ─ 受付期限

ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。 〕に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日で する法律〔昭和二十三年法律第百七十八号〕に規定する休日〔以下「休日」という。 ない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付ける。)。 受けようとする更新の期日の十日前(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関

二 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、 土曜日、 日曜日及び休日を除く。

5 手数料

一件につき 二千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、専用の納付書により金融機関で払い込み、 払込証明書を申請書の所定欄に

貼ること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

る。

合格者には旧免状と引き換えに狩猟免状を交付し、 不合格者には不合格通知書を送付す